

いじめ問題総合対策計画 太宰府南小学校

1 いじめの防止に対する基本認識及び基本方針

(1) 本校の基本認識

本校では、すべての職員が、「いじめは、どの学校の、どの学級でも起こりうるものであり、いじめの問題は全児童に影響を及ぼす。」という基本認識に立ち、全児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるようにする。

(2) 本校の基本方針

- ① 全教育活動を通して、「いじめは絶対に許さない学校」づくりを推進するとともに、児童・教職員・保護者・地域が一丸となって、全力でいじめ防止に努めるものとする。
- ② 学級・学年・委員会・クラブ等が望ましい集団あるよう指導の充実を図るとともに、児童一人一人の自尊感情、自己有用感、自己存在感を高め、はぐくむ教育活動を推進する。
- ③ 児童の豊かな情操と道徳的実践力を培うとともに、生命尊重や自分の大切さとともに他人の大切さを認めることができる人権尊重の精神を養うために、すべての教育活動を通じた道徳教育及び人権・同和教育の充実を図る。
- ④ いじめ防止については、「予防」「対応」「相談」「連携」「組織」「啓発」の6つの観点から基本的な対策を講じる。

2 いじめの防止等の推進体制

(1) 組織の構成

【いじめ防止対策委員会】(校内組織)
 校長、教頭、教務、生徒指導担当、養護教諭、当該学年主任、当該学級担任
 ※必要に応じてSC、SSWの参加

【緊急いじめ対策委員会】※重大事案発生時
 校内委員会、保護者(P T A会長、副会長)
 地域(学校運営協議会委員、自治会長、児童委員)



(2) 組織の役割

- ① いじめアンケートの実施・結果考察
- ② 教職員のいじめに関する研修計画の立案・実施
- ③ その他、いじめ防止・早期発見・早期対応・解決・再発防止等についての事項の推進

3 いじめ防止の年間計画

重点項目	ねらい	具体的内容・方法	時期	評価	
				前期 9月	後期 3月
1 教師の視点からの早期発見	○担任の目から見て気になる児童を把握する。	□学級の気になる児童について毎週金曜日に学年部の教師間で情報を交換する。	毎週金曜		
	○気になる児童に対する指導方法の共通理解を図る。	□教職員の指導・支援の共通理解を図るために校内で情報交換を行う。	毎月1回		
2 児童の視点からの早期発見	○個々の児童の視点からいじめと感ずることを報告できる態勢をつくる。	□いじめにつながるような個人を誹謗中傷する行為や落書き等に対する理解を図る指導を行う。	随時		
	○学級や学校生活における個々の児童の不安や悩みを把握する。	□いじめにつながる行為が学校内外で行われていないかについて定期アンケートを実施する。	毎月		
3 保護者の視点からの早期発見	○保護者や地域のいじめに対する危機意識の向上を図る。	□P T A活動や地域の団体などと連携し、いじめ防止に関する啓発を行う。	7月		
	○保護者のいじめに対する理解を図り、早期に発見することができる環境を学校として支援する。	□いじめに関する家庭向けリーフレットの内容を掲載した学校だよりを配布し、理解と協力を得る。	10月		
4 いじめ問題等に関する校内研修会等の充実	○教育相談や児童理解を深める。	□気になる児童の実態についての情報交換をもとに校内研修会を行う。	7月		
	○いじめの早期発見・防止に努める。	□福岡県「いじめの早期発見・対応の手引」を使い、校内研修を実施する。	8月		
5 教育相談体制の整備	○毎月1回、教育相談週間を設定し、児童理解に努める。	□教育相談週間に実施するアンケートもとに、必要に応じて個別の教育相談を実施する。	毎月		
	○全ての児童に対して学校生活等での不安解消に努める。	□スクールカウンセラーによる児童の実態把握をもとに「いじめ防止対策委員会」で検討する。	毎月		

4 いじめの重大事態への対処

- (1) 速やかに教育委員会に事案発生時の報告をし、必要に応じて地域や専門機関、警察等関係機関への通報を行い、支援を要請するとともに、「緊急いじめ対策委員会」を設置して対応する。
- (2) 被害児童について、いじめの解決が困難な場合、又は解決しても登校が困難など学校生活に著しい支障を来す場合は、被害児童の今後について教育委員会と協議する。